

地方6団体の提案

社会保障分野に係る地方6団体からの提案の概要

○ 対象額： 約9,440億円

○ 対象事業：
【特別会計事業関係： 約480億円】

- 児童育成事業
- 離職者等の職業訓練費 等

【施設整備関係： 約1,580億円】

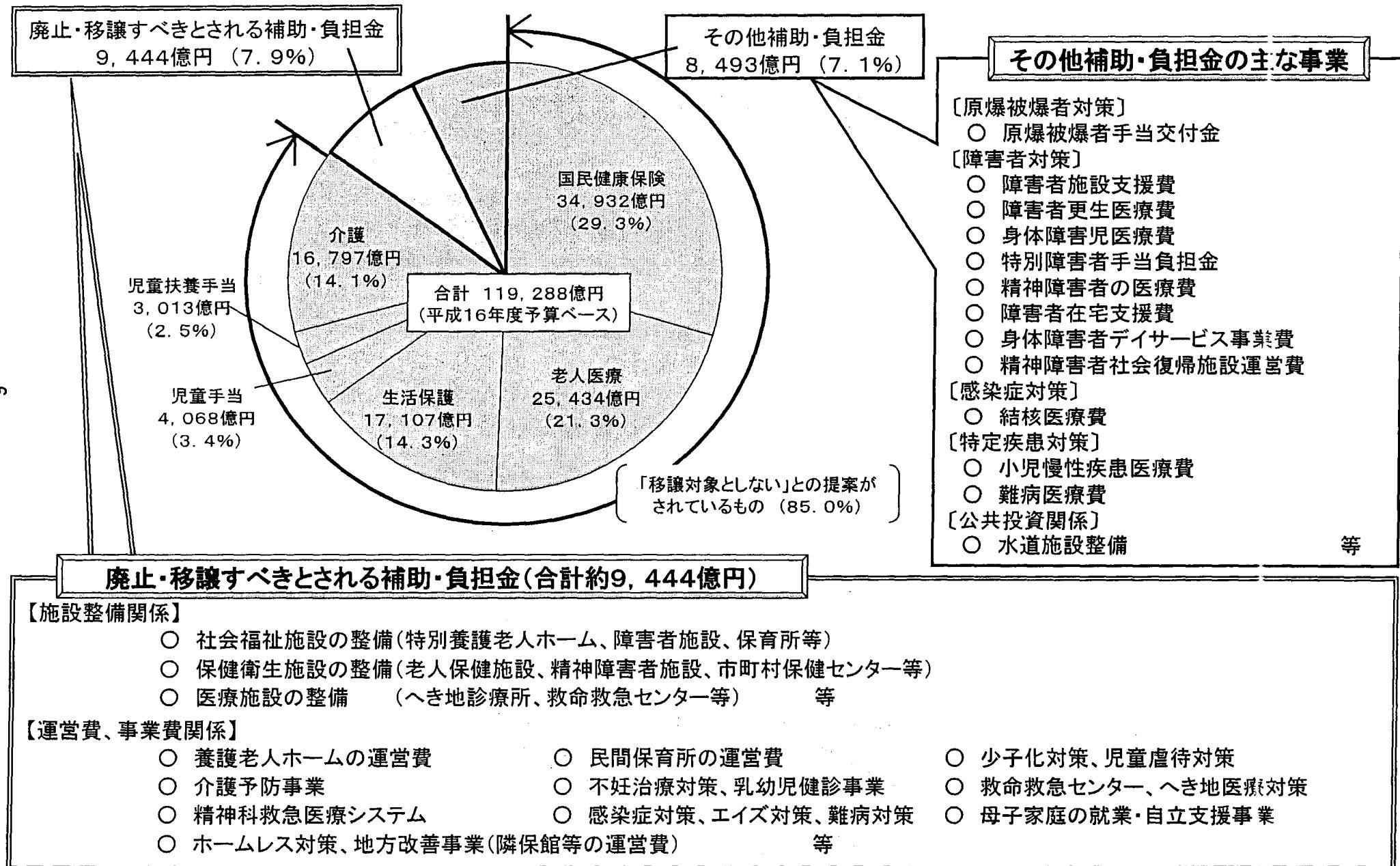
- 社会福祉施設の整備（特別養護老人ホーム、障害者施設、保育所等）
- 保健衛生施設の整備（老人保健施設、精神障害者施設、市町村保健センター等）
- 医療施設の整備（へき地診療所、救命救急センター等） 等

【運営費、事業費関係： 約7,390億円】

- SARS、予防接種等の感染症対策
- 民間保育所運営費
- 延長保育、つどいの広場等
- 養護老人ホームの運営費
- 在宅福祉事業費補助金（介護予防等）
- へき地医療対策、救命救急センター
- ホームレス対策、地方改善事業（隣保館等の運営費）
- エイズ対策等
- 障害児施設等の運営費
- 児童養護施設・乳児院等の措置費
- 児童虐待対策・DV対策等
- 老人保健事業
- 母子家庭等自立支援対策

等

地方公共団体向け国庫補助負担金の状況



地方 6 団体の提案の問題点

提案は、介護費用、老人医療費、国民健康保険医療費、生活保護費等の負担金に関しては具体案を示さないという基本的問題がある一方、少子化対策等に係る補助負担金と裁量的補助金の全般を廃止することとしているが、次のような問題がある。

- (1) 国民の安心と安全を守るべき社会保障について、一定水準のサービスをどの地域においても格差なく保障するという国の責任が果たせなくなる。
- (2) 毎年の介護・医療の給付費の相当部分が国税や労使の保険料で賄われているにも関わらず、介護施設の整備や生活習慣病対策の補助金などが廃止された場合には、国はこれらの給付費の適正化について責任を果たせなくなる。
- (3) 本年6月に少子化社会対策大綱が策定され、来年度から次世代育成支援対策推進法に基づく10ヵ年計画が実施されるなど、国を挙げて少子化対策に取り組もうとしている矢先にも関わらず、国が施策の実施について責任を果たせなくなる。
- (4) 障害者施策については、入所施設の運営費のうち18歳までの障害児は地方が、18歳以降の障害者は国が、それぞれ担うということでは、支援の一貫性が分断される。
- (5) SARS対策などの健康危機管理、電子カルテ導入などの先駆的・モデル的取組の実施や検討について、国が責任を果たせなくなる。
- (6) 事業主拠出金など租税財源でない国庫補助金も廃止移譲対象としているが、これは今回の趣旨にそぐわない。